

# 資料編

あきる野市生涯学習推進市民会議設置要綱

あきる野市生涯学習推進市民会議委員名簿

あきる野市生涯学習推進本部設置要綱

あきる野市生涯学習推進本部委員名簿

あきる野市生涯学習推進本部幹事会名簿

用語解説

法律及び答申等（要点及び抜粋）

## あきる野市生涯学習推進市民会議設置要綱

(平成22年3月25日通達第22号)

### (目的及び設置)

第1条 あきる野市における生涯学習社会の振興及び総合的な生涯学習を市民とともに推進するため、あきる野市生涯学習推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、市長から生涯学習の推進状況についての報告を受け、市長に生涯学習の推進に関する提言又は助言を行う。

### (組織)

第3条 市民会議は、市長が委嘱する委員12人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 各種団体の代表者

2 前項第2号の委員については、公募により選考することができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (役員)

第5条 市民会議に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

### (役員の職務)

第6条 委員長は、会務を総括し、市民会議を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 市民会議は、必要な都度開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

### (部会)

第8条 第2条に規定する事項の検討を行うため、市民会議の下に部会を設置することができる。

2 前項の部会に関する事項は、委員長が定める。

### (庶務)

第9条 市民会議の庶務は、教育部生涯学習推進課において処理する。

### あきる野市生涯学習推進市民会議委員名簿

構 成	氏 名	所 属 等
識見を有する者	◎ 滝 口 富 夫	前あきる野市社会教育委員の会議議長
識見を有する者	中 澤 和 男	都留文科大学非常勤講師
市民の代表	羽生田 紘 治	公募委員
市民の代表	持 田 晃 子	公募委員
各種団体の代表者	河 田 博 夫	あきる野市社会教育委員の会議副議長
各種団体の代表者	坂 上 洋 之	あきる野市文化団体連盟会長
各種団体の代表者	○ 吉 田 栄 久 夫	あきる野市体育協会専務理事
各種団体の代表者	木 下 守	あきる野市社会福祉協議会副会長
各種団体の代表者	近 藤 寛	あきる野市商工会理事
各種団体の代表者	佐 藤 洋 介	生涯学習局オープンスクールセンター長 <sup>*</sup>
各種団体の代表者	安 藤 之 大	あきる野市生涯学習コーディネーターの会会長
各種団体の代表者	高 橋 志 夫	あきる野市小学校校長会会长(多西小学校校長)

◎委員長、○副委員長

任期：平成 22 年 6 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日まで

## あきる野市生涯学習推進本部設置要綱

(平成16年11月16日通達第38号)

### (目的及び設置)

第1条 あきる野市における生涯学習社会の振興を目指し、あきる野市生涯学習推進計画に基づき、生涯学習推進施策の総合的推進を図るため、あきる野市生涯学習推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、市長に報告する。

- (1) あきる野市生涯学習推進計画の推進に関すること。
- (2) 生涯学習関係施策の総合調整に関すること。
- (3) その他生涯学習関係施策に関し、市長が必要と認めること。

### (組織等)

第3条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長 副市長
- (2) 副本部長 教育長
- (3) 本部員 部長級の職員

2 本部長は、本部を代表し、総括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指定した副本部長が本部長の職務を代理する。

### (会議)

第4条 本部は、必要な都度開催するものとし、本部長が招集する。

2 会議の議長は、本部長をもって充てる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、会議に關係職員の出席を求め意見を聞くことができる。

### (幹事会)

第5条 第2条に規定する事項の調査及び検討を行うため、本部の下に幹事会を設置する。

2 幹事会は、前項の調査及び検討の結果を本部に報告しなければならない。

### (幹事会の組織等)

第6条 幹事会は、市長が任命する職員(以下「幹事」という。)をもって組織する。

2 幹事の数及び人員は、本部長が定める。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、それぞれ幹事の中から互選する。

4 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

5 幹事長は、必要に応じて幹事会の下に実務担当者会を設置することができる。

6 幹事会及び実務担当者会に関する事項は、幹事長が定める。

### (庶務)

第7条 本部、幹事会及び実務担当者会の庶務は、生涯学習担当課において処理する。

あきる野市生涯学習推進本部委員名簿

	職 名	氏 名
本部長	副 市 長	萩原豊吉
副本部長	教 育 長	宮林 徹
本部員	企画政策部長	尾崎喜己
本部員	総務部長	青木 勇
本部員	市民部長	篠原正人
本部員	環境経済部長	浦野治光
本部員	健康福祉部長	佐藤栄次
本部員	子育て担当部長	森田 勝
本部員	都市整備部長	丹生重吉
本部員	会計管理者	大口安雄
本部員	議会事務局長	前野栄作
本部員	教育部長	荻島邦彦
本部員	指導担当部長	新村紀昭
本部員	生涯学習担当部長	山田雄三

平成23年6月1日現在

あきる野市生涯学習推進本部幹事会名簿

所属部	職　　名	氏　　名
企画政策部	企画政策課長	田 中 信 行
	市長公室長	平 野 光 彦
	財政課長	宮 田 賢 吾
総務部	総務課長	荒 井 浩 之
	地域防災課長	山 本 常 雄
	施設営繕課長	石 川 英 次
市民部	市民課長	乙 津 成 実
環境経済部	環境課長	平 野 泰 弘
	環境の森推進室長	吉 澤 桂 一
	商工観光課長	小 山 裕
健康福祉部	生活福祉課長	小 林 正 文
	障がい者支援課長	中 村 茂
	高齢者支援課長	窪 島 成 一
	児童課長	市 川 勤
	児童館担当課長	沼 田 宏 德
	健康課長	榎 本 秀 雄
都市整備部	都市計画課長	岡 部 進
教育部	指導担当部長	新 村 紀 昭
	生涯学習担当部長	山 田 雄 三
	教育総務課長	鈴 木 恵 子
	生涯学習推進課長	関 谷 学
	公民館長	岡 野 要 一
	体育課長	木 下 義 彦
	国体推進室長	橋 本 恵 司
	図書館長	森 下 正
	秋川キララホール館長	逢 坂 郁 生

平成23年6月1日現在

## 用語解説

### **あ**

◇ IT（アイ・ティー） P13, 26, 34, 38, 40, 42, 44, 45, 50, 68, 85, 91

情報技術。インターネット、通信、コンピューターなど情報に関する技術のこと。さまざまな場で進むITを活用した革新は、従来の生活、社会のあり方も変化させた。瞬時に空間を越えた大量の一体作業が可能になり、携帯端末とネット機能を使えば、家にいながらにして買い物や株取引ができる。この変化は家庭や地域社会、都市や国のあり方にまで波及しており、IT革命と呼んでいる。この流れを加速させるため、国においては、IT戦略会議が設置され、市町村においてもIT化が推進されている。

◇ アスポート P49

Asport（一般社団法人 あきる野総合スポーツクラブ）

あきる野市におけるスポーツ人口の増加、青少年の健全育成、生涯スポーツ社会の実現のため、平成22年2月に設立された。地域住民が主体的かつ自立的にスポーツができる、多世代・多種目及び多様なレベルに対応する総合型地域スポーツクラブ。

◇ 生きる力 P21, 24, 106, 107, 108, 133

知・徳・体のバランスのとれた力のこと。

自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力や、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性と、たくましく生きるための健康や体力などを指す。

◇ 五日市物語 P31

あきる野市市制15周年記念事業の一環で、長い歴史の中で優れた文化が花開いた五日市を題材に、東京のふるさとの物語として平成22年度に製作された映画。平成23年7月30日から公開。

◇ インターネット P30, 39, 42, 43, 46, 88, 91, 122, 123, 124

世界規模のコンピュータ・ネットワーク。接続方法や機種等に捉われない共通の通信手段で接続した「ネットワークのネットワーク」

◇インターンシップ P24, 25, 56, 64, 101

学生・生徒が在学中に自らの専攻やキャリアに関連した職業体験を行うこと。一般的に、企業等において、一定期間の実務を含む実習や研修的な就労体験を行うことを指す。

◇エクステンション講座 P21

高等教育機関(大学等)などで行われる、資格取得やキャリアアップを目的とした講座。

◇N P O (エヌ・ピー・オー) P26, 38, 48, 50, 72, 84, 96, 98, 120, 124

*Non Profit Organization* の略語で、民間非営利組織を意味する。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称である。日本では、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的として、平成10年12月1日に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が施行された。組織が意思決定機関をもち、一定の規約に基づいて活動しているという「形式性」、政府から独立した存在である「非政府性」、収益がすべてその組織の活動に再投資されるという「非営利性」、がその主な要件とされている。NPOの活動領域は、医療・福祉、国際協力・交流、環境、文化・芸術、スポーツ、教育、まちづくり、人権・平和、災害救援など多方面に広がり活発化している。

◇エフウェイブ：f・wave (あきる野市男女協働参画情報誌) P25, P110

f…family (家族)、freedom (自由)、future (未来)、f (強く) を意味し、環境の変化の波 (wave) を紙面を通じて伝え、男女が生き生きと暮らせる未来を目指す情報コミュニケーション誌。

◇オープンスクール P113

一般的には、個人の能力や適性に応じて個別に教育計画を立て、開放された空間で自主的な学習を進める教育形態、あるいは、そうした教育を行う学校を言う。NHK学園の通信講座教室公開講座として、昭和51年スタートしたオープンスクールは、あきる野ルピアのほか、国立、西宮等6箇所ある。「あきる野ルピア教室」は、あきる野市との連携・協力による共同事業として平成7年度から開設されている。

## か

### ◇学習情報システム P42, 43, 87, 88

コンピューターなどの電子機器を活用して、さまざまな学習に必要な情報を収集、処理、伝達し、それによって学習情報を円滑に提供できる目的で組織された情報管理機能。

### ◇学習ニーズ P21, 30, 39, 40, 41, 51

人々が持つ学習に対する要求・欲求・欲望、学習要求、学習需要等。「〇〇を学びたい」といった形で表される。「市民の〇〇にこたえる」などに使われる。

### ◇カスタマーフォーカス P41、86

企業における顧客に焦点をあてた経営手法・考え方。顧客のニーズを満足させるためのサービスをどのように提供していったらいいかを第一に考えて行うこと。近年、行政サービスの向上を図る中で、市民の立場から事務の見直しの視点として注目されている。

### ◇学習資源（教育資源） P5, 10, 38, 85

学習資源（教育資源）とは、人材、施設・設備、教材・教具のことをいい、生涯学習の推進にあたっては社会教育資源、学校教育資源の相互活用が求められている。

### ◇家庭の日 P22, 23, 30, 60, 61

あきる野市では、豊かな心の育成、明るい家庭づくりをスローガンに、毎月第2日曜日を「家庭の日」と定めている。親と子の対話や家族の団らんを通して、家族のふれあいを大切にし、楽しい家庭づくりとあわせ、青少年の健全育成を図ることを目的としている。この一環として絵画・作文コンクールや観劇会等の事業を行っている。

### ◇キャリア教育 P21, 136

「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」（平成11年12月の中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」）

◇行政評価 P41

行政諸活動の状況や成果を客観的に測定・評価することにより、政策決定の適正化やアカウントタビリティ（説明責任）の明確化を図るための手法。

◇協働 P2, 6, 7, 8, 9, 10, 12, 13, 14, 15, 26, 27, 32, 35, 36, 40, 46, 47, 48, 50, 51, 52, 53, 54, 56, 67, 84, 96, 97, 98, 118, 121

同じ目的のために協力して働くことをいう。近年、社会福祉やNPO活動でよく使われ、生涯学習の分野でも使われるようになった。

◇郷土の恵みの森構想 P6, 12, 20, 31, 32, 50, 51, 74

市域の6割を占める森を市全体の「共通の財産」と捉え、この財産を有効活用した森づくりの方向性と、利活用のプランなどを示し、平成22年3月に策定。構想の基本は、森の多面的機能（きれいな空気、おいしい水をつくる、木材を産出する、郷土愛を育む教育の場づくりなど）全体の向上を図る「環境の森づくり」、さらに、各地区の森の特長を活かす「類型別森づくり」の推進と、類型には、清流、経済、郷土教育、歴史文化、健康、観光の6つの森を設定し、構想の実現を目指している。

◇コーディネート（コーディネーター） P14, 47

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる役割を担うこと（人）。特に、生涯学習の振興を図るために、さまざまな学習資源を調査・収集し、有効に活用できるよう連絡協力等の調整を担うこと。今これらの人材が求められている。

◇コミュニティ・スクール P32, 134

地域と一緒に教育活動を展開する学校。1930年代の後半にアメリカで提唱されたコミュニティ・スクール活動を原点としたもの。地域社会の教育文化センターとして学校を捉え、地域社会と学校の結びつきを重視している。日本では1970年代以降、急速に進展。

◇コミュニティビジネス P26

市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称。

# さ

◇自己実現 P2, 4, 7, 134, 135

自己に潜在する能力や特徴を実現化し、眞の自己であろうとすること。

◇市民解説員 P27, 31, 32, 47, 48, 49, 50, 75, 77, 93

あきる野生涯学習センター事業として、平成8年から実施されている「ふるさとあきる野市民カレッジ（歴史・文化コース）」において、市に関する歴史・文化について学び、所定の単位を修得した市民が認定を受けている。わがまち、わが地域の風土・歴史・文化の再発見に努め、地域における生涯学習の推進を図るため、中心となって活動する学習ボランティア。

◇社会人入学 P21

一般社会人のために特別枠を設け、書類選考や論文・面接試験など特別な選抜方法で社会人を高等教育機関（大学等）に入学させる制度。全国で500を超える大学が社会人入学制度を実施している。

◇生涯学習コーディネーターの会 P14, 27, 36, 48, 52, 113

「あきる野市生涯学習推進計画“あきる野学びプラン”」（平成16年3月策定）に基づき、「生涯学習コーディネーター養成講座」（平成17年～）の修了者によって、平成18年5月に設立。会員自ら学習するとともに、生涯学習の周知、研究、支援や指導等を通じて市民の生涯学習振興に寄与することを目的に活動中。「生涯学習コーディネーター養成講座」や「生涯学習シンポジウム」など、市民を対象に教育委員会との協働による講座や会独自の自主企画講座の企画・運営にあたっている。

◇生涯学習指導者 P49, 94

生涯学習に関わる指導者の総称。社会教育主事等の社会教育関係の専門職員、指導員などのほか、現在では、住民主体の生涯学習を推進するにあたって、その中心的役割を担う住民によるアドバイザー・コーディネーターなどの学習ボランティアをいうことが多い。

◇人材バンク P14, 47, 48, 54, 93

生涯学習を支援するため、さまざまな分野ですぐれた知識や技術を有する人たちを指導者や協力者として登録しておき、求めに応じて情報を提供したり、講師を紹介したりする制度。あきる野市では、平成13年度より「生涯学習支援者バンク事業」を実施している。

◇シンポジウム P36, 48, 54, 83

特定のテーマについて、異なった立場から討議が深まるよう、数人の学識経験者（講師）などが司会者の指示に従って参加者に対して順に提案を行い、さらに補足説明を行う。そして、討論を深めるために登壇者同士で討議をし、その後で一般参加者からの質疑等に答えながら参加者を含めての全体討議を行い、最後に司会が全体の整理をする。

◇全国地芝居サミット P31

全国の農村などで演じられてきた地芝居（農村歌舞伎）の保存団体のネットワークづくりや、地域文化の活性化及び地芝居保存団体の交流を目的として、社団法人全日本郷土芸能協会が主催して毎年1回、全国各地の保存団体や自治体の協力のもとに開催されている。

## た

◇男女共同参画社会 P65, 110

男女が、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画する機会が確保され、それが均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、また男女ともに責任を担うべき社会をさす。

◇デジタルアーカイブ P34, 38, 40, 42

博物館や図書館等の資料を電子データとして保存し、インターネットを通じて共有・鑑賞できるようにすること、又はその構想。あきる野市では、「あきる野デジタルアーカイブ(<http://archives.library.akiruno.tokyo.jp/>)」において、市に関わる「歴史・ひと・情報」を収集・保存し公開している。

◇データベース P38, 43, 85

一定の目的で集積された情報群をいい、コンピューターを利用し、大量の情報を必要なときにすぐ取り出せるような形に集合蓄積したものをさす。学術や洋書検索情報、新聞記事情報等のデータベースのほか、自治体の中には講師や指導者・施設に関する情報、学級・講座情報等の生涯学習に関するデータベースを整備しているところも多い。

◇電子会議室 P42

電子会議室は、インターネットを利用して自治体におけるまちづくりなどについて、市民相互の意見交換・情報交換を広く活発に行うことを目的に開設されている。（あきる野市は未設置）

◇電子メール P57

コンピュータ・ネットワークを使って、手紙（メッセージ）をやりとりできる仕組み。Eメール、単にメールともいう。インターネットを利用して国内外などの地理的な条件とは関係なく、即時に送受信したり、複数の人に同時にメッセージを送付することができる。ペーパーレス等環境配慮面からも活用されてきている。

◇東京多摩国体＜スポーツ祭東京 2013＞ P28, 29, 71

2013年（平成25年）に東京都を会場に行われる第68回国民体育大会（国体）と第13回全国障害者スポーツ大会の総称。あきる野市については、第68回国体における「ソフトボール競技（少年女子）」と「自転車競技ロードレース（成年男子・少年男子）」、「馬術競技」の開催が決定している。国体は毎年、都道府県持ち回り方式で開催され、スポーツ基本法に定められる重要行事の一つであるとともに、国内最大の国民スポーツの祭典である。

◇東京文化財ウィーク P76

より多くの方に文化財を身近に感じてもらうことを目的とし、東京都教育委員会が文化財の所有者に呼びかけて毎年行っている文化財公開事業。都内にある約450件の文化財を一斉に公開する「公開事業」と、文化財めぐりや講座などを行う「企画事業」の2つを柱とし、毎年秋頃に開催されている。あきる野市では、例年20か所以上で公開事業が行われる。

## な

◇ノーマライゼーション P21, 33

一般的には、障がい者や高齢者など社会的に不利を負いやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいう。

◇ ネットワーク P14, 15, 21, 24, 30, 37, 40, 42, 45, 47, 54, 77, 78, 80, 82, 87,  
99, 104, 117, 122, 133

網状組織の意。個々の人や関係機関とのつながり、情報の交換を行うグループのこと。

一般的には、テレビ・ラジオでの組織や放送網、あるいは複数のコンピューターを結び、データなどを共有し、情報処理の効率を図るシステムのこと。

## は

### ◇パートナーシップ P2, 7, 15, 50, 51

女性と男性、行政とNPOなど、それぞれの立場の違いを認めながら対等な立場で、一定の目的を達成するために、自らの役割を果たすことをいう。

### ◇パブリック・コメント P57

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く国民・事業者等から意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うこと。特に、国の行政機関が新たな規制を設けようとしたり、それまで行っていた規制の内容を改めたり、規制を廃止しようとする場合には、そのような機会を設けなければならないことが閣議決定（平成11年3月23日）され、平成11年4月から実施している。

### ◇放送大学 P21

放送を主たる教授媒体としている、公開性をもった遠隔大学。大学教育の機会を広く人々に提供するために設立された。一般的に、テレビやラジオなどによる放送と、印刷教材を併用して授業を行う。

### ◇放課後子ども教室 P48

学校の施設などを利用し、地域の方々の協力を得ながら、子どもたちの自主的な活動を通して、放課後の環境づくりと子どもたちの安全で安心できる活動場所を提供するもの。小学校1年生から6年生までの児童を対象としている。

### ◇ホームページ P34, 38, 39, 42, 46, 57, 87, 88

www（ワールドワイドウェブ）の中で、最初に表示される「トップページ」のことを指すが、一般的にはインターネット上で表示される画面を総称して呼ぶことが多い。

## ま

### ◇めざせ健康あきる野21 P27, 28

あきる野市民がより豊かな人生を送るために一つの手段として、健康づくりをどのように進めていくかを市民の方々と共に考えた健康づくり計画。少子高齢化が進み、深刻化してきた生活習慣病や介護等に関する状況の改善のために、平成15年5月に健康増進法が施行された。市では、これに基づいて平成17年から、あきる野市健康増進計画市民検討委員会や市民ワーキングチームとともに

に具体的な事業の実施に向けての計画策定に取り組み、あきる野市健康増進計画「ぬごせ健康あきる野21」を策定した。

## ら

### ◇ライフスタイル P25, 27

生活の様式や営み方。また、人生観や価値観、習慣等を含めた、個人の生き方を指す。

### ◇ライフステージ P27, 66, 107, 110

ひとの生涯にわたる発達を、年齢的特徴によって捉える各時期(幼児期・児童期・青年期・壮年期・老年期など)のことを指す。

### ◇リカレント教育 P21

*recurrent education* 高等教育を、ある年齢以上になってからでも、また繰り返しても受けることが広く許されるようなシステムをいう。近年、大学などの高等教育機関において、生涯教育理念の学校制度への適用例として行われるようになった。

### ◇レファレンスサービス P40

図書館利用者が必要な資料や情報を効率よく集められるよう、図書館員が手伝うサービス。本や資料そのものの情報提供はもちろん、検索の仕方や調べものの仕方のご案内等もこれにあたる。広義には、図書館利用案内の作成や検索システムの充実など、利用者が情報収集しやすい環境の整備も含む。

## わ

### ◇若宮子ども体験塾 P20

「郷土の恵みの森構想」実現への第一歩として、市が所有する菅生若宮地区の森林を活用し、体験的な環境学習などができる「子ども体験塾事業」として平成21年度から実施している。この事業により、地域の方々や市内の小・中学校と連携して、子どもたちが「感動」を発見できるよう、かつての里山遊びを再現している。

## 法律及び答申等（要点及び抜粋）

- ◇ 「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」 [抜粋]  
(通称「生涯学習振興法」) (平成2年6月29日法律第71号)  
最終改正 平成14年3月31日法律第15号

(目的)

第一条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(施策における配慮等)

第二条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意図を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行なうよう努めるものとする。

(生涯学習の振興に資するための都道府県の事業)

第三条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

- 一 学校教育及び社会教育に係る学習（体育に係るものも含む。以下この項において「学習」という。）並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
  - 二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。
  - 三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。
  - 四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。
  - 五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

(市町村の連携協力体制)

第十一条 市町村（特別区を含む。）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

◇ 「教育基本法」 [抜粋]

(平成18年12月22日法律第120号)

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

◇ 「社会教育法」 [抜粋]

(昭和24年6月10日法律207号)

最終改正 平成20年6月11日法律第59号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

**第二条** この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

**第三条** 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たつては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（市町村の教育委員会の事務）

**第五条** 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

- すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

(社会教育関係団体の定義)

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

(社会教育委員の構成)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
  - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
  - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

#### ◇図書館法

(昭和25年4月30日法律118号)  
最終改正 平成20年6月11日法律第59号

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

◇ 「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」

(昭和46年4月30日社会教育審議会答申)

2 生涯教育と社会教育

(1) 社会の変動と生涯教育

——生涯教育の必要は、現代のごとく変動の激しい社会ではいかに高度な学校教育を受けた人であっても次々に新しく出現する知識や技術を生涯学習しなくてはならないという事実から、直接には意識されたのであるが、生涯教育という考え方はこのように生涯にわたる学習の継続を要求するだけでなく、家庭教育、学校教育、社会教育の三者を有機的に統合することを要求している。(略) 今日、あらゆる教育は生涯教育の観点から再検討を迫られているといってよい。——

◇ 「生涯教育について」

(昭和56年6月11日中央教育審議会答申)

1 生涯教育の意義として、

——今日、変化の激しい社会にあって、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意図に基づいて行うことを中心とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考え方である。言い換えれば、生涯教育とは、国民一人一人が充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行う学習を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念である。

◇ 「教育改革に関する第4次答申（最終答申）」

(昭和62年8月7日臨時教育審議会答申)

第二章 教育改革の視点

2 生涯学習体系への移行

――我が国が今後、社会の変化に主体的に対応し、活力ある社会を築いていくためには、歴社会の弊害を是正するとともに、学習意欲の新たな高まりと多様な教育サービス供給体系の登場、科学技術の進展などに伴う新たな学習需要の高まりにこたえ、学校中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の総合的再編成を図っていかなければならない。

――

◇ 「教育改革に関する当面の具体化方策について」

(昭和62年10月6日閣議決定)

教育改革推進大綱

今次教育改革の推進にあたっては、臨時教育審議会答申に示された教育の基本的在り方及び教育改革の視点を踏まえつつ、広範多岐にわたる諸提言について相互の関連及び既存の施策との整合性等を図りながら、それらの着実な推進に努める必要がある。このため、当面、下記方針により、総合的観点から所要の改革方策の検討、立案等を進め、逐次その実現に努めるものとする。(以下略)

◇ 「生涯学習の基盤整備について」

(平成2年1月30日中央教育審議会答申)

第一 生涯学習の基盤整備の必要性

――このように、今日の我が国においては、学校、地域、職場等を通じて多種多様な学習機会が提供されており、今後ともそれぞれの学習機会をより充実し、人々の学習活動をより活発にしていくことが必要である。

3 以上のような生涯学習の考え方及び現状を踏まえると、今後生涯学習を推進するに当たり特に次の点に留意する必要があろう。

①生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意愿に基づいて行うことを基本とするものであること。

②生涯学習は、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら、生涯を通じて行うものであること。

③生涯学習は、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものであること。(以下略)

◇ 「地域における生涯学習機会の充実方策について」

(平成8年4月24日生涯学習審議会答申)

I 社会に開かれた高等教育機関

II 地域に根ざした小・中・高等学校

III 地域住民のニーズに応える社会教育・文化・スポーツ施設

IV 生涯学習に貢献する研究・研修施設

◇ 「新しい時代を拓く心を育てるために」

(平成10年6月30日中央教育審議会答申)

――次代を担っていく子どもたちが、未来への夢や目標を抱き、創造的で活力に満ちた豊かな国と社会をつくる営みや地球規模の課題に積極果敢に取り組み、世界の中で信頼される日本人として育っていくよう、社会全体で子どもたちが「生きる力」（自分で課題を見つけ、自ら学び自ら考える力、正義感や倫理観等の豊かな人間性、健康や体力）を身に付けるための取り組みを進めていくことが大切である。――

◇ 「社会の変化に対応した今後の社会教育行政のあり方について」

(平成10年9月17日生涯学習審議会答申)

(要旨)

自由闊達な社会教育行政を展開するために必要な支援方策として、

- ①地域の特性に応じた住民参加の社会教育行政の展開
  - ②生涯学習社会の構築に向けた社会教育行政の重要性
  - ③民間の諸活動との連携
  - ④総合的なネットワーク型の行政の構築
- などがあげられています。

このように、生涯学習の振興は、地域社会の中で様々な学習機会を提供している機関や施設の生涯学習機能の充実が必要であり、住民参加の下で魅力ある社会教育行政が行われ、活力ある地域づくりにつながるものであるとしています。

◇ 「生活体験・自然体験が日本の子どもたちの心をはぐくむ」

(平成11年6月9日生涯学習審議会答申)

――日本の子どもの心を豊かにはぐくむためには、家庭や地域社会で、さまざまな体験活動の機会を子どもたちに「意図的」「計画的」に提供する必要があり、平成14年度からの完全学校週5日制の実施に向けて、子どもたちの体験活動の充実を図る体制を一気に整備するため、具体的な緊急施策を提言することとしました。――

◇ 教育改革国民会議報告（抜粋）－教育を変える17の提案－

平成12年12月22日

教育改革国民会議は、内閣総理大臣のもと、平成12年3月に発足し、この度報告を取りまとめた。私たちは以下の17の提案について、速やかにその実施のための取り組みがなされることを

強く希望する。

#### 人間性豊かな日本人を育成する

- 教育の原点は家庭であることを自覚する
- 学校は道徳を教えることをためらわない
- 奉仕活動を全員が行うようにする
- 問題を起こす子どもへの教育をあいまいにしない
- 有害情報等から子どもを守る

#### 一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育成する

- 一律主義を改め、個性を伸ばす教育システムを導入する
- 記憶力偏重を改め、大学入試を多様化する
- リーダー養成のため、大学・大学院の教育・研究機能を強化する
- 大学にふさわしい学習を促すシステムを導入する
- 職業観、勤労観を育む教育を推進する

#### 新しい時代に新しい学校づくりを

- 教師の意欲や努力が報われ評価される体制をつくる
- 地域の信頼に応える学校づくりを進める
- 学校や教育委員会に組織マネジメントの発想を取り入れる
- 授業を子どもの立場に立った、わかりやすく効果的なものにする
- 新しいタイプの学校（“コミュニティ・スクール”等）の設置を促進する

#### 教育振興基本計画と教育基本法

- 教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画を
- 新しい時代にふさわしい教育基本法を

◇ 「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について～具体的な改正の方向」  
(平成15年3月20日中央教育審議会答申)

#### 教育基本法改正

- 21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」を目指すため、これからの教育は、
- 自己実現を目指す自立した人間の育成
  - 豊かな心と健やかな体を備えた人間の育成
  - 「知」の世紀をリードする創造性に富んだ人間の育成
  - 新しい「公共」を創造し、21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成
  - 日本の伝統・文化を基盤として国際社会を生きる教養ある日本人の育成

の5つの目標の実現に取り組むことが必要であるとしています。そして、今の教育基本法にうたわれている「個人の尊厳」「人格の完成」「平和的な国家及び社会の形成者」などの理念は、憲法に則った普遍的なものとして今後とも大切にしながら、これからの中の教育の目標の実現を目指すために今日極めて重要と考えられる「信頼される学校教育の確立」、「大学改革の推進」、「家庭の教育力の回復」、「公共心」、「伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心、国際性」「生涯学習の推進」などの重要な教育理念や原則を明確にするために、教育基本法を改正すべきとの提言がなされています。

#### ◇ 「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」

(平成19年1月30日 中央教育審議会答申)

第3章 青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促すために－重視すべき視点と方策－

##### 1. 家庭で青少年の自立への意欲の基盤を培おう

###### 視点

- 家庭の役割を強く自覚し、家族全員で子どもに積極的にかかわる
- 学校や企業、地域社会が家庭での自立への基盤づくりを支援する

###### 方策

- ◎求められる基本的生活習慣や基礎的な体力の重要性について、実践的な調査研究等を通じて啓発する

◎家庭での基盤づくりを進める国民運動を展開し、地域での取組を支援する

2. すべての青少年の生活に体験活動を根付かせ、体験を通じた試行錯誤切磋琢磨（せっさたくま）を見守り支えよう

###### 視点

- 多様な体験活動の機会を提供し、体験活動をすべての青少年の生活に根付かせる
- 体験を通じた青少年の試行錯誤切磋琢磨（せっさたくま）を大人が見守り支援する

###### 方策

- ◎青少年の生活圏内に多様な体験を提供する場や機会をつくる
- ◎青少年教育施設等を中心として、教育効果の高い体験活動を計画的に提供する

##### 3. 青少年が社会との関係の中で自己実現を図れるよう、地域の大人が導こう

###### 視点

- 社会との関係への興味・関心を育て、社会との関係の中での自己実現を導く
- 地域の大人が青少年の育成に積極的にかかわっていくという価値観を醸成する

###### 方策

- ◎社会との関係の中で自己実現を図った大人の生き方から学ぶ機会を提供する
- ◎青少年の努力や社会貢献を積極的に評価する
- ◎地域の大人が地域の青少年の成長に継続してかかわることのできる場や機会を広げ、その連携を進める

#### 4. 青少年一人ひとりに寄り添い、その成長を支援しよう

##### 視点

- ガイダンスの発想に立ち、青少年一人ひとりの成長を支援する

##### 方策

- ガイダンスの発想に立って青少年を支援できるよう、指導者の意識の涵養（かんよう）と指導力育成に努める

- 学校における教育相談体制の整備や関係機関が連携したサポート体制の充実などにより、一人ひとりの成長をきめ細やかに支援する

#### ◇新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について

##### ～知の循環型社会の構築を目指して～

(平成20年2月19日 中央教育審議会答申)

##### 第1部 今後の生涯学習の振興方策について

###### 1. 生涯学習の振興の要請－高まる必要性と重要性

###### (持続可能な社会の構築の要請)

- また、近年、地球規模の様々な課題が深刻化する中、世界的にも「持続可能な社会」の構築が求められており、そのような社会を構築するための教育の必要性・重要性も国際社会で提唱されており、国連において「持続可能な発展のための教育の10年 (DESD : Decade for Education of Sustainable Development)」が推進されているところである\*2。

持続可能な社会では、各個人が社会の構成員として、人間・社会・環境・経済の共生を目指し、生産・消費や創造・活用のバランス感覚を持ちながら、それぞれが社会で責任を果たし、社会全体の活力を持続させようとする「循環型社会」への転換が求められる。したがって、各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった「知の循環型社会」を構築することは、持続可能な社会の基盤となり、その構築にも貢献するものと考えられる。

\*2 国連「持続可能な発展のための教育の10年」2005年～2014年。ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が主導機関として指名されている。

#### ◇今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について

(平成23年1月31日 中央教育審議会答申)

##### 第5章 生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援

- 第1章のキャリア教育・職業教育の基本的方向性で示したように、学びたい者が、いつでも、職業に必要な知識・技術等を学び直したり、更に深く学んだりすることにより、職業に必要な能力の向上や職業の変更等が可能となるよう、生涯学習の観点に立ち、キャリア形成支援の充実を

図ることが必要である。

- キャリア形成の支援を必要とする者としては、学校から社会・職業へ移行した後、更に必要な知識・技能を身に付けることを希望する者等が考えられる。
- また、中途退学者や無業者等、学校から社会・職業への移行が円滑に行われなかつた者や、その後、早期離職等により職業生活からいったん離れてしまった者が考えられる。このような者は、平成19年度から平成22年度の各調査から推計すると、その後進学や就職をする者も含め、前期中等教育段階から約2万人、後期中等教育段階から約24万人、高等教育段階から約41万人存在するとみられる。
- このような状況を踏まえ、生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援の在り方について、学校から社会・職業へ移行した後の学習者に対する支援、中途退学者や無業者等のキャリア形成のための支援の観点からの検討が必要であり、このようなニーズにこたえるために学習機会を充実させていくことが必要である。

## あきる野市生涯学習推進計画 あきる野学びプランⅡ

平成23年（2011）8月

発行 あきる野市

編集 あきる野市教育委員会教育部

生涯学習推進課

あきる野市二宮350

電話番号（042）558-1111